

平成23年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成23年3月22日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成23年3月22日(火)午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 3号 | 尾鷲市暴力団排除条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 4号 | 住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 5号 | 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 6号 | 尾鷲市営住宅条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 7号 | 平成23年度尾鷲市一般会計予算の議決について |
| 日程第 7 | 議案第 8号 | 平成23年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算
の議決について |
| 日程第 8 | 議案第 9号 | 平成23年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予
算の議決について |
| 日程第 9 | 議案第10号 | 平成23年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の
議決について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 平成23年度尾鷲市病院事業会計予算の議決につい
て |
| 日程第11 | 議案第12号 | 平成23年度尾鷲市水道事業会計予算の議決につい
て |
| 日程第12 | 議案第13号 | 平成22年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の
議決について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 平成22年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正
予算(第4号)の議決について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 平成22年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補
正予算(第3号)の議決について |
| 日程第15 | 議案第16号 | 平成22年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第4
号)の議決について |
| 日程第16 | 議案第17号 | 平成22年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第4
号)の議決について |

- 日程第 17 議案第 18 号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第 18 議案第 19 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 20 号 尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 21 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 22 号 尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 22 発議第 1 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会が指定した市長において専決処分することができる事項の廃止について
- 日程第 23 発議第 2 号 市長の専決処分事項の指定について
- 日程第 24 発議第 3 号 尾鷲市議会議員政治倫理条例の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員 (15 名)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1 番 北 村 道 生 議員 | 2 番 内 山 鉄 芳 議員 |
| 3 番 端 無 徹 也 議員 | 4 番 田 中 勲 議員 |
| 5 番 三 林 輝 匡 議員 | 6 番 神 保 美 也 議員 |
| 7 番 南 靖 久 議員 | 8 番 三 鬼 和 昭 議員 |
| 9 番 與 谷 公 孝 議員 | 10 番 大 川 真 清 議員 |
| 11 番 濱 中 佳 芳 子 議員 | 12 番 三 鬼 孝 之 議員 |
| 13 番 高 村 泰 徳 議員 | 15 番 中 垣 克 朗 議員 |
| 16 番 真 井 紀 夫 議員 | |

欠席議員 (0 名)

説明のため出席した者

市 長 岩 田 昭 人 君

副市長	横田浩一君
会計管理者兼出納室長	宮本忠明君
市長公室長	仲明君
市長公室参事	川口拓也君
総務課長	三木正尚君
防災危機管理室長	川口明則君
税務課長	奥村和俊君
福祉保健課長	大倉良繁君
環境課長	野田耕史君
市民サービス課長	南進君
建設課長	大屋一君
新産業創造課長	奥村英仁君
水産農林課長	小倉宏之君
水産農林課参事	上田敏博君
水道部長	佐々木進君
尾鷲総合病院事務長	諦乗正君
尾鷲総合病院総務課長	中森將人君
尾鷲総合病院医事課長	世古譲治君
教育委員長職務代理者	千種良子君
教育長	畑中伸稔君
教育委員会教育総務課長	大川一文君
教育委員会生涯学習課長	川端直之君
教育委員会学校教育担当調整監	内山善嗣君
監査委員	桑原紘市君
監査委員事務局長	濱野薫久君

議会事務局職員出席者

事務局長	山本和夫
議事・調査係長	竹平專作
議事・調査係主査	岩本功

〔開議 午前10時00分〕

議長（南靖久議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立をいたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番、大川真清議員、11番、瀨中佳芳子議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第3号「尾鷲市暴力団排除条例の制定について」から、日程第21、議案第22号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までの計20議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました20議案につきましては、所管の常任委員会に付託してご審査願っておりますので、その経過並びに結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、真井紀夫委員長。

〔16番（真井紀夫議員）登壇〕

16番（真井紀夫議員） おはようございます。

総務産業常任委員会に付託になりました議案第3号「尾鷲市暴力団排除条例の制定について」、議案第4号「住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について」、議案第6号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」、議案第18号「尾鷲市道路線の認定について」、議案第19号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」の5議案について、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

去る3月10日午前10時より、市長、副市長、関係課長等の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました5議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 次に、生活文教常任委員会、内山鉄芳委員長。

〔2番（内山鉄芳議員）登壇〕

2 番（内山鉄芳議員） 私たち生活文教常任委員会に付託になりました議案第 5 号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」、議案第 20 号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」、議案第 21 号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第 22 号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」、以上、4 議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

去る 3 月 11 日午前 10 時より、市長、副市長、教育長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第 5 号、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 22 号の 4 議案につきましては、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたのでご報告申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 次に、予算決算常任委員会、與谷公孝委員長。

〔 9 番（與谷公孝議員）登壇 〕

9 番（與谷公孝議員） 私ども予算決算常任委員会に付託になりました議案第 7 号「平成 23 年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、議案第 8 号「平成 23 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」、議案第 9 号「平成 23 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、議案第 10 号「平成 23 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」、議案第 11 号「平成 23 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、議案第 12 号「平成 23 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、議案第 13 号「平成 22 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決について」、議案第 14 号「平成 22 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の議決について」、議案第 15 号「平成 22 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について」、議案第 16 号「平成 22 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 4 号）の議決について」、議案第 17 号「平成 22 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 4 号）の議決について」、以上、11 議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

去る 3 月 14 日から 18 日までの計 5 日間にわたり、市長、副市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第 7 号及び議案第 9 号の計 2 議案につきましては賛成多数で、議案第 8 号及び議案第 10 号から議案第 17 号の計 9 議案につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました

のでご報告申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
議長（南靖久議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

1 番、北村議員。

〔 1 番（北村道生議員）登壇 〕

1 番（北村道生議員） 私は、今回提案されている議案の中で、後期高齢者医療制度とかかわる第 7 号議案「平成 23 年度尾鷲市一般会計予算」のうち、歳出、3 款民生費、1 項社会福祉費、10 目後期高齢者医療費の 3 億 5,987 万 2,000 円、第 9 号議案「平成 23 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算」に対して、反対の立場から討論をいたします。

医療費のかかる 75 歳以上の人だけを切り離して別勘定にし、医療費がふえればふえるほど負担がふえる痛みを自覚させる、これが後期高齢者医療制度の一番の問題でありました。今、民主党政権は、後期高齢者医療制度改革会議で最終案の審議をいたしております。この最終案ではどうなるのでしょうか。

サラリーマンやサラリーマンに扶養される 75 歳以上のほとんどの人を国民健康保険に加入させるとしてあります。そのことによって、後期高齢者医療制度という看板はなくなりますが、財政運営は前と同じように 75 歳以上を別勘定にするといいます。75 歳以上の人だけを集めて都道府県単位で運営し、医療給付費の 1 割負担を保険料で賄う、この仕組みは依然として変わりません。これでは看板が変わるだけで中身は全く同じことになるわけであります。

では、保険料はどうなるのでしょうか。75 歳以上の人だけを集めるために、厚労省の試算でも、75 歳以上の国保の保険料は 15 年後には 1.5 倍にふえると計算しています。また、支援金を負担する現役世代も 1.4 倍ないし 1.5 倍にふえることとなります。

悪法の速やかな廃止という選挙公約を破って、後期高齢者医療制度の看板だけを変えて選挙後の公約もほごにするのは、国民の願いを裏切る二重の後退にほかなりません。

私たちは、後期高齢者医療制度を速やかに老人健康保険制度に戻し、減らされた高齢者医療への国の負担をふやし、保険料の軽減を行うことを強く主張いたし

ます。

以上の理由で、前述の2議案に反対することを表明して、私の反対討論といたします。

議長（南靖久議員） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず最初に、日程第2、議案第3号「尾鷲市暴力団排除条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（南靖久議員） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第4号「住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（南靖久議員） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第5号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（南靖久議員） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第6号「尾鷲市営住宅条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第7号「平成23年度尾鷲市一般会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議長(南靖久議員) 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第8号「平成23年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第9号「平成23年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

議長(南靖久議員) 挙手多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第10号「平成23年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第11号「平成23年度尾鷲市病院事業会計予算の議

決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第12号「平成23年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第13号「平成22年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第14号「平成22年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第15号「平成22年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第16号「平成22年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第4号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（南靖久議員） 挙手全員であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第17号「平成22年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第4号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（南靖久議員） 挙手全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第18号「尾鷲市道路線の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（南靖久議員） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第19号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（南靖久議員） 挙手全員であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第20号「尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第21号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第22号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、発議第1号「地方自治法第180条第1項の規定により、議会が指定した市長において専決処分することができる事項の廃止について」から、日程第24、発議第3号「尾鷲市議会議員政治倫理条例の一部改正について」までの発議3件を一括議題といたします。

事務局長をしてお手元に配付の発議書の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(南靖久議員) ただいま議題となりました発議につきまして、提案理由の説明を求めます。

12番、三鬼孝之議会運営委員長。

[12番(三鬼孝之議員)登壇]

12番(三鬼孝之議員) それでは、発議第1号、発議第2号、発議第3号の提案理由の説明をいたします。

発議第1号「地方自治法第180条第1項の規定により、議会が指定した市長において専決処分することができる事項の廃止について」は、現在、議会が指定した市長の専決処分事項における訴えの提起については、具体的な訴訟の目的価額が明記されていないことから廃止することとし、発議第2号において新たに市長の専決処分事項の指定をしようとするものであります。

発議第2号においては、市長の専決処分事項の指定について（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

市長の専決処分事項の指定について（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

1、訴訟の目的の価額が100万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。

2、法律上その義務に属する1件100万円以下の損害賠償の額の決定、和解及び調停に関すること。ただし、自動車の運行により人の生命又は身体を害した場合にあっては、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく保険金額の最高限度額以下のものとする。

次に、発議第3号「尾鷲市議会議員政治倫理条例の一部改正について」は、審査会の会議の非公開の決定においては出席委員の過半数で決することができるものとし、議長が審査会から受けた報告は議会運営委員会に諮らずとも必要な措置を講ずることができるようにしようとするものであります。

以上、発議3件の提案理由の説明とさせていただきます。どうかご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第22、発議第1号「地方自治法第180条第1項の規定により、議会が指定した市長において専決処分することができる事項の廃止について」を

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、発議第2号「市長の専決処分事項の指定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、発議第3号「尾鷲市議会議員政治倫理条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(南靖久議員) 挙手全員であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長(岩田昭人君)登壇〕

市長(岩田昭人君) 議員の皆様、大変ご苦労さまでございました。

去る1日の開会以来、ご提案を申し上げました「尾鷲市暴力団排除条例の制定について」を始めとする各種重要案件につきましては、終始慎重にご審議をいただき、いずれもご承認賜りまして、まことにありがとうございました。

審議の中におきまして、いろいろご指摘、ご意見等いただきました点につきましては、今後、執行に当たり十分心してまいりたいと存じますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長(南靖久議員) ここで、去る3月11日に発生した東北関東大震災で被災され死亡された八千数百人の方々に対しまして、改めて哀悼の意を表したいと思います。また、現在、行方不明になっております1万3,000人余りの方々が一日

も早く安否確認されることを願うものであります。また、現在、避難生活を強いられております三十数万人の被災者の方々に心からお見舞いを申し上げるとともに、被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

去る3月1日開会以来、長い間まことにご苦労さんでございました。

それでは、これをもちまして平成23年度第1回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前10時35分〕